

## 運営の基準となる基本事項

### 1. 処理対象ごみについて

#### (1) 焼却の対象とするごみ

- ①日野市・国分寺市・小金井市の可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣、災害ガレキを含む）とする。
- ②多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみとする。

### 2. 公害防止対策について

#### (1) 組合が定める公害防止基準と運營業務受託者が定める運転管理上の自主基準

- ①組合が定める公害防止基準よりさらに厳しい運転管理上の自主基準を運營業務受託者に定めさせる。 [資料2](#)

#### (2) 運転停止・再開の方法

- ①法令の考え方 [資料3-1](#) ・法定及び独自の取扱い [資料3-2](#)
- ②有害物の除去に適した運転方法 [資料4](#)
- ③運転停止・再開方針（案） [資料5](#)

### 3. 公害の監視について

- ①定期測定計画は運營業務受託者に法定回数以上の頻度で定めさせ、十分な公害防止体制を敷き維持管理を行う。
- ②公害防止情報表示盤を、新石、新井、落川の各自治会地域に常設する。また、新施設の屋内表示盤や組合ホームページでも同一の情報を表示する。 [資料6](#)
- ③搬入ごみの抜打ち検査を月2回以上実施する。

### 4. その他

#### (1) 車両対策

- ①交通安全・車両点検整備・交通事故防止・マナーアップ等の講習を実施する。
- ②搬入台数の削減及び低公害車両の導入を日野市・国分寺市・小金井市に要請する。
- ③ごみ収集車両の走行経路はクリーンセンター専用路から日野市道C2号線を走行し新施設に至る多摩川ルートとする。

#### (2) 周辺環境対策

- 施設敷地内の美化に努め、周辺地域の良好な環境保全のため、多摩川ルートの道路清掃を年2回以上実施する。